

第73回ジェンダーセッション

性風俗で働く人々と“女性自立支援”

要 友紀子

Key Words セックスワーク、セックスワーカー、女性自立支援

今日はセックスワーク／セックスワーカーの抱える問題について、“女性自立支援”という観点から考えたいと思います。

お話の構成としては、国際社会、国の指針、民間、支援に関して使用する用語、支援する対象、就労支援に関して、それぞれ、メインストリームの考え方、現状と実態、課題・問題点・疑問点という3つの軸で検討していきます¹。

1. 国際社会

まず国際機関が売春をどう考えてきているかということですが、女性関係の国際機関のメインストリームをみますと、第44会期国連女性差別撤廃委員会（2009年）は日本政府に対して、「買春の需要を抑制することも含め、買売春による女性の搾取を抑止する適切な方策を講じるよう要請する」と勧告しました²。この背景には、そもそも女性差別撤廃条約自体が女性の売春（からの搾取）禁止を訴えている条約ではありますが、内閣府が女性の人権に関する日本の状況を取りまとめた政府報告や、日本国内の女性関係NGO約50団体で構成される日本女性差別撤廃条約NGO ネット

ワーク（JNNC）によるカウンターレポートの存在が大きな影響を及ぼしています。

このほか、売買春の廃絶を訴える国際機関や国際団体では、国際人権NGOや、反人身売買の国際団体 Coalition Against Trafficking in Women（CATW）の存在もあります。

一方、女性関連以外の国際機関はどう考えているかということ、UNAIDS、WHO、UNFPA、UNDPなど、保健や健康に関する国連機関・国際機関や、医学雑誌の世界的権威LANCET等は、「セックスワーカーの健康と安全のために、セックスワークを非犯罪化しなければいけない」と提言しています³。アムネスティインターナショナルは2016年に、「成人間の同意に基づく報酬を目的とした性サービスの提供を、直接あるいは事実上犯罪化したり処罰したりする現行法を撤廃し、そのような新法を導入しない」ということを奨励する声明（「セックスワーカーの人権を尊重し、保護し、実現する国家の責務に関するポリシー」）を出しました。その他、さらに過去を辿ればILOやGAATW（Global Alliance Against Traffic in Women）もセックスワークの犯罪化による不安定さを懸念する方向性できています。

国連女性差別撤廃委員会と、その他の国連機関・国際機関の間でこのような意見の違いが出

るのには理由があります。女性差別撤廃委員会
のほうは、(政府報告、カウンターレポート含め)
セックスワーカー当事者たちの声を聞いてないの
に対して、その他の機関はセックスワーカー当事
者の声を調べる調査をもとに報告書を作っている
からです。

実際、UNAIDS や WHO、UNFPA、UNDP、
Lancet、アムネスティインターナショナルなどは
数々の当事者団体とともに調査報告書の発行、政
策立案を積み重ねてきています。

世界のセックスワーカーたちは、こうした当事
者抜きで物事が決まっていく問題を少しでも解
決してほしいと、2016年にUN Women (ジェン
ダー平等と女性のエンパワーメントのための国
連機関) に対し、「セックスワーカーたちの声を
ポリシーに反映する適切なプロセスを踏んでほ
しいと要求する署名活動 (Call for UN Women to
Meaningfully Consult Sex Workers as they Develop
Policy on Sex Work)」を行ない、1737名の署名を
集めました⁴。

2. 国の指針

次に国はどういう考え方なのかをみてみると、
内閣府男女共同参画局「第4次基本計画」(平成
27年) 第7分野「女性に対するあらゆる暴力の根
絶」(売買春への対策推進) 施策の基本方針⁵によ
ると、「売春に関わるおそれのある若年層の女性
を早期に発見し指導するなど、売春を未然に防ぐ

ための施策を推進する」「関係法令を厳正かつ適
切に運用し、売春の相手方に対する対策や周旋行
為の取締りを一層強化するとともに、売春防止法
(昭和31年法律第118号) の見直しを含めて検討
を行う」「売買春の防止に向けた広報啓発及び教
育・学習の充実を図る。また、女性の性を商品化
するような風潮を一掃するため、女性の人権を尊
重する啓発活動を実施するとともに、若年層に対
する啓発活動を促進する」等となっています。

近年、自民、公明、共産の国会議員なども買春
者処罰化賛同を表明するなど、超党派での議員立
法の可能性は高まりつつあります。

現在国内にはセックスワーカー当事者団体、自
助グループは少なくとも10団体ありますが、や
はりまたここでも、売買春に関する政策や問題に
ついて、当事者の意見を聞いてもらう機会や国の
調査はこれまで皆無に等しいです。しかし一方
で、性風俗で働く予定や意向などない“一般婦
女子”を性風俗から守る支援者の活動団体は、国や
議員からヒヤリングや協働を求められやすく、助
成金もとりやすい現実があります。

ちなみに、“一般婦女子”の性風俗参入を防止
する活動と、既に性風俗で働いているセックス
ワーカー当事者を守る活動には、図-1のような違
いがあります。

また、近年の傾向として、性風俗で働く人々
を福祉につなげようという活動もでてきていま
すが、福祉か風俗かを迫る二者択一(二項対立)
は、当事者にとってはあまり現実的ではないよう
に思います(図2)。どちらか一方を選べない、あ

SW参入 防止活動	当事者以外からの告発も受ける	ホットライン	当事者のみ受付が基本	SW当事者 支援活動
	・ 歓楽街アウトリーチ	アウトリーチ	・ 風俗店アウトリーチ	
	・ 居場所提供	当事者面談	・ 現場相談、現場講習、相談カフェ	
	・ 被害に遭いそうな時や遭ったときのための情報発信	情報発信	・ 被害に遭わないための安全な働き方に関する情報発信	
	・ 当事者の参入背景に注目した調査	実態調査	・ 現在のニーズと問題に注目した調査	
	・ 警察や入管との連携、研修、情報提供	関係機関と情報共有	・ 風俗店オーナー研修や周辺ビジネスとの連携、情報共有	
	・ 金銭感覚を治す支援	(その他)	・ 顧客啓発	
	・ 企画運営は当事者でないことが多い		・ 企画運営は当事者が中心	

図1 “一般婦女子”のSW参入防止とSW支援の違い

民間支援団体や福祉 VS 風俗店やスカウトマン 近年、当事者の取り込み合戦の様相が強まる

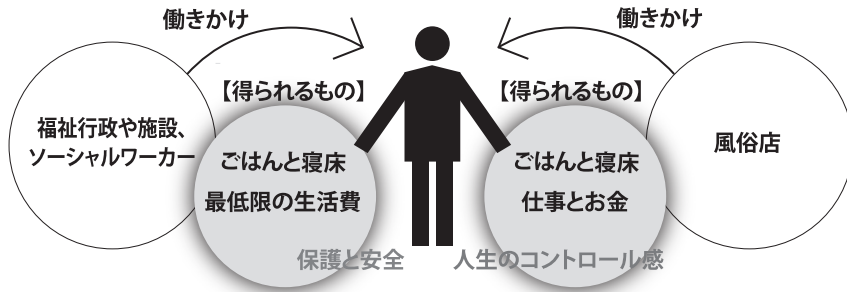


図2 なぜ風俗で働く人々を、労働課題でなく福祉課題にするのか

るいはどちらも選びたい当事者にとっては、セックスワークの労働も安全にできるようにしてほしいし、セックスワークで働き続けることも否定しない福祉でなければならないと思います。

3. 婦人保護事業、民間

ここからは今日のテーマである、セックスワーカーと“女性自立支援”ということに焦点をあてていきます。近年、全国婦人保護施設等連絡協議会や全国婦人相談員連絡協議会ほか、女性支援団体などを中心に、売春防止法（以下、売防法）が時代錯誤で、女性差別的で、幅広い支援のニーズに対応していない（第四章の「保護更生」、5条の勧誘罪で売春女性を犯罪者扱っていること等）、という問題が共有されるようになりました。そこで、売防法見直しの足がかりとして、「女性自立支援法案」の制定に向けた動きが出てきました。

女性自立支援法案は、「売春防止法理念の抜本的な転換と支援のためのシステムの構築が求められている」ことから、「女性のニーズに対応できる総合的支援の枠組みと法的根拠の整備」の

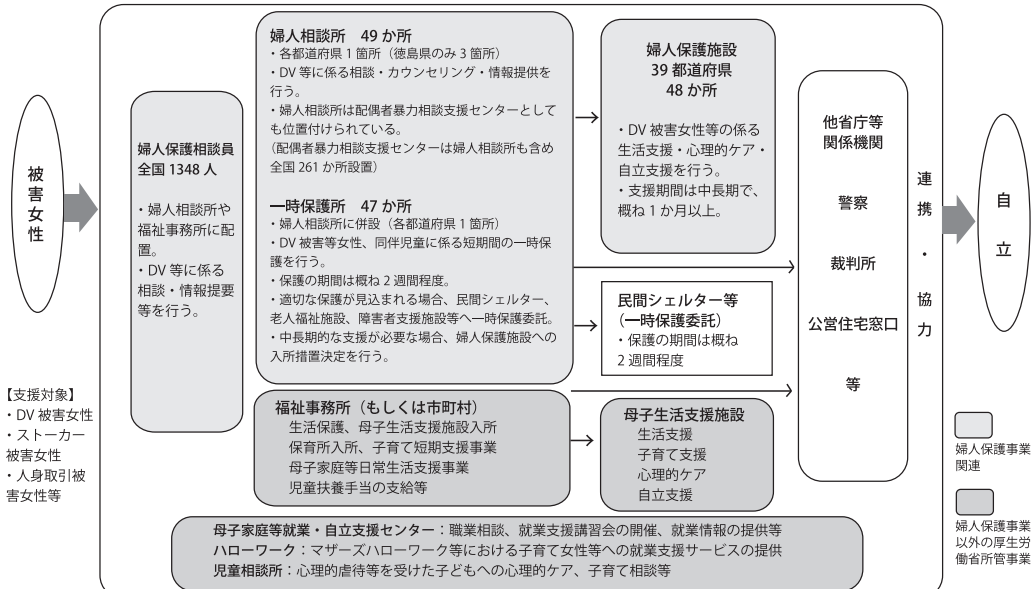
ためとされています⁶。コンテンツとしては、以下の項目に関する改良・支援強化が挙げられています。

- ・行政の責務
- ・関係機関の役割と機関連携の仕組み
- ・新たな支援メニュー
- ・職務関係者・関係機関・団体の専門性の確保
- ・国民に対する教育・啓発の実施、等

現状の婦人保護事業というのはどういうものなのかというのは、厚労省が「婦人保護事業の概要」をサイトに載せてます（図3）。これに新たな支援が必要だという婦人保護事業関係者の声には、例えば、JKビジネスなど夜の世界に取り込まれる若年女性の居場所問題や、AV出演強要問題への取り組み等にも予算を使えるようにしてもらいたいという声があり、法案では、従来の売春女性やDV・ストーカー被害者、人身売買被害者だけでなく、様々な女性の困難を幅広く支援していけるような体制づくりへの期待が込められています。

売防法と女性自立支援法案の考え方の大きな違いは、売春女性を保護更生の対象から、社会の穢

婦人保護事業関連施設と、ひとり親家庭の支援施設など婦人保護事業以外の厚生労働省所管事業を組み合わせることで被害女性の自立に向けた支援を実施。必要に応じ、関係省庁等とも連携して対応。



(注) 婦人相談員、婦人相談所及び婦人保護施設の数はい平成27年4月1日現在。配偶者暴力相談支援センターの数は平成27年11月9日現在
 ※この図は厚生労働省が作成したものを筆者が忠実に再現したものです

図3 婦人保護事業の概要

犠牲者とみるようになったことです。この社会の犠牲者としての考え方の立場に立つと、どうしても当事者を救済の対象としてみがちになり、変革の主体としての観点が損なわれがちです。困難を抱えている人どうしの相互扶助⁷や、性産業のコミュニティにいる人々の間での格差を是正し再分配を促していくような当事者コミュニティの人々の活動を支援するような発想⁸の余地はおそらくなくなります。社会の犠牲者にならないこと＝性産業で働かずに済むことを目指すということに主眼が置かれると思うからです。

4. 支援に関して使用する用語

女性自立支援法案で使用されている用語に注目すると、例えば、「自立」「社会復帰」「要支援女性」という言葉が使われています。「社会復帰

という言葉は、人身売買の問題では、「社会への再統合」という言い方で見たことがあります。現行の売防法でこれらの言葉に対応する用語は、「保護更生」「収容」「婦人」「要保護女子」「補導処分」「指導」等です。

さて、「女性の自立」とは何を指すのでしょうか。「自立」の定義が不明です。「自立」「社会復帰」「社会への再統合」これらの言葉は当事者から発せられた言葉なののでしょうか。自立してる／してない、社会復帰してる／してない、社会に統合してる／してないの基準や概念はどういったものだと思いますか。

社会が自分に不都合にできているという考えなのか、それとも、自分が社会に適合できないという考え方をするのか、当事者に何に向き合わせるのかが問われると思います。

ジェンダー課題や、トラウマへの取り組み方・向き合い方、社会や不条理との闘い方、または、取り組まない、向き合わない、闘わないスタイ

ル、それぞれの自分を大切にできる仕方、在り方の多様性が平等に尊重され得るのか、自立への努力とはどのようなものか、そのへんの価値共有の中身が、性規範や社会規範に囚われずにいてもらいたいです。

なぜなら、困難を抱える当事者が、社会の価値システムからみて自分が“規格外”であることや、自分を軸にして生きられないことで、更に苦しみが増すことがないようにしてほしいからです。

5. 支援する対象

女性自立支援法案は、売春、貧困、性暴力、虐待、障害、精神疾患など、様々な生きづらさや困難を抱えた女性たち（とその子どもたち）を支援の対象としていますが、性風俗で働く人々が求めている支援というのは、貧困、性暴力、虐待、障害、精神疾患などの支援ではありません。

2009年～2010年にかけて行なった調査によると、「風俗嬢が安心安全に働くために何が必要だと思いますか」という質問に回答した187人の風俗嬢の主な回答（自由回答）は以下のようなものでした⁹。

- ・顧客のモラルやマナーの向上・検査の実施
- ・コンドーム使用の徹底

- ・信用できる経営者（お店）の管理運営体制・従業員サポート
- ・自己管理・自覚（プロ意識）・知識・技術
- ・HIV抗体／性感染症検査
- ・相談機関・専門職によるサポート
- ・セックスワークに対する社会の意識を変える
- ・その他（労働組合、法整備等）

また、2000年の調査では、フェラチオでコンドームを使いたいと思っているセックスワーカーは6割以上いることがわかっています¹⁰（図4）。

このように、セックスワーカーたちは、労働課題に関して改善のサポートやリスク軽減の対策も求めているのですが、こうした現場の苦痛を減らす努力がなかなか行われたいのはなぜなのでしょう。そのことを考えるために、セックスワーカーの有徴化と支援の関係を図5にしてみました。

セックスワーカーの支援というのは、セックスワーカーの有徴化と、脱有徴化の2つの方向があります。

前者は、セックスワーカーを他の労働者とは違う扱い、見方をすることで、他の労働者にはない特別支援・特別課題が設定されます。多くの場合、それは非当事者主体で行われ、脱セックスワークを大目的に据えた支援メニューの傾向に

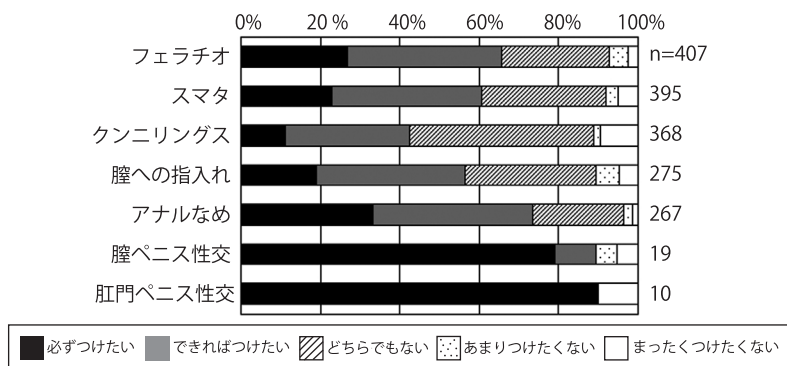


図4 コンドーム使用への希望

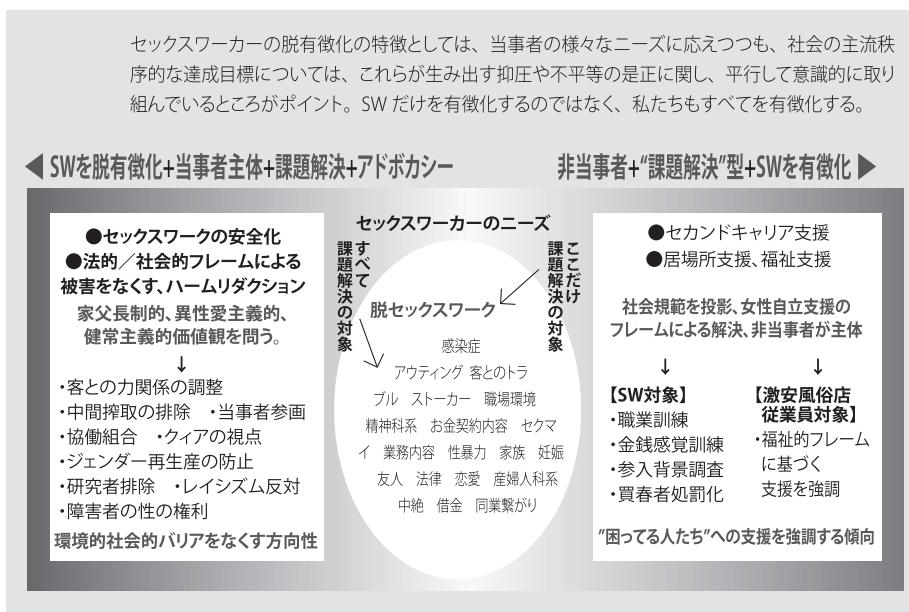


図5 セックスワーカーの有徴化をめぐる、支援団体の特徴

なり、例えば職業訓練や金銭感覚を取り戻すリハビリ、調査ではセックスワークの参入背景（なぜセックスワーカーなんかになってしまったのか）に焦点を当て、法的整備には買春者を処罰化して性産業そのものがなくなる方向を目指します。また、セックスワーカーと福祉の距離を縮め、福祉フレームで取り扱われる傾向も強まり、労働課題という視点が薄まります。

一方、後者の脱有徴化では、セックスワーカーを他の労働者と区別せず、特別支援ではなく、セックスワーカーの全部の悩み、被害、問題すべてを課題解決の対象とします。そして、セックスワーカーがいま苦痛となっていることを軽減するハームリダクションの考え方に基づいて、社会的/法的フレームによる被害をなくします。また、他の産業でも努力が行われているように、性産業においても、セクシュアリティの多様性の保障、ジェンダー再生産や経済的搾取の防止、人種・年齢・障害等の差別撤廃、協同組合等による労働者の権利擁護を目指すのです¹¹。

6. 就労支援

婦人保護事業の枠組みで就労支援の方針としては現在のところ、「規則正しい生活習慣化」「金銭管理」「生活技術」「対人関係援助」「手続き関連の援助」「ハローワーク手続き」「就労相談」「就職活動」等となっているようです。

私たちが2013年に行った調査によりますと、前職の仕事が、きつい・収入が少なすぎる・自分の時間がなさすぎる等のために消去法的によりましな条件を求めて風俗で働き始めた人が多い現状があります¹²。

・風俗嬢の月収34.1万円

[参照：30代前半男性平均月収35.9万円（国税庁2012）]

[最低賃金：（2013年当時）全国平均764円（8時間×25日＝15万2800円）]

・風俗嬢の前職の月収19.1万円

[参照：30代前半女性平均月収：24.8万円（2012）]

この就労支援の問題というのは、婦人保護事業の枠組みでの対応だけでは解決しがたい問題があります。というのは、働きにくい労働全般が問われていると思うからです。

また、本来、セカンドキャリアの正しい意味は、これまでのキャリアを活かすということです。それならば、セックスワーカーのセカンドキャリアというのであれば、ぜひセックスワーカーのキャリアを活かせる職業への転職支援をお願いしたいです。例えば、様々な困難をサバイブしてきているセックスワーカーでしたら、いろんな事情を抱えた人々の苦しみが理解でき、寄り添うことができます。そういったセックスワーカーたちを相談員または支援員として育成し、活躍できる場を作ってもらいたいです。もし女性自立支援法が成立して、婦人相談員の増員の予算がいたら、ぜひセックスワーカーを対象にした婦人相談員の人材育成のために投資してほしいです。海外では既にグッドプラクティスとして、元セックスワーカーの法律相談員の育成が行われています¹³。

注

- 1 2017年12月25日の要友紀子のツイートで当日配布した資料のJPEGファイルを公開しています。https://twitter.com/kanameyukiko/status/945136875945148416
また、当日の質疑応答の部分をメインに記事にもなっていますので、ぜひごらんください。
「性風俗で働く人々にいま必要な支援とは何か 性風俗で働く人々と“女性自立支援”@立教大学」(小学館まなナビ、2017年12月25日掲載) goo.gl/HFmC8e
- 2 「女性差別撤廃委員会 (CEDAW) 第44会期 第6次日本報告審議総括所見 日本女性差別撤廃条約NGOネットワーク (JNNC) 訳」
https://www.jstage.jst.go.jp/article/kokusaijosei/23/1/23_1_222/_pdf
- 3 セックスワークの非犯罪化の提言を出している国際機関等のリスト
https://www.facebook.com/yukiko.kaname/posts/10154149976079404
- 4 「セックスワーカーたちの声をポリシーに反映する適切なプロセスを踏んでほしいと要求する署名活動 (Call for UN Women to Meaningfully Consult Sex Workers as they Develop Policy on Sex Work)」(2016年、NSWPよびかけ)
https://www.change.org/p/call-for-un-women-to-

- meaningfully-consult-sex-workers-as-they-develop-policy-on-sex-work
- 5 内閣府男女共同参画局「第4次基本計画」(平成27年)第7分野「女性に対するあらゆる暴力の根絶」http://www.gender.go.jp/about_danjo/basic_plans/4th/pdf/2-07.pdf
 - 6 平成28年4月全国婦人保護施設等連絡協議会作成資料より。
 - 7 当事者によるセックスワーカーのための銀行USHA (インド) が紹介されている。「セックスワーカープログラム2012 ワシントンとカルカッタで同時開催されたエイズ会議」(SWASH発行、2012年) http://swashweb.sakura.ne.jp/file/americaindia.pdf
 - 8 「米国のセックスワーカーは、いかにしてトランプに抵抗しているか」(Rolling Stone 日本版2016年12月13日) http://archive.fo/NILME
 - 9 「性風俗に係る人々のHIV感染予防・介入手法に関する研究女性セックスワーカーの意識・行動調査」(個別施策層(2009年度、とくに性風俗に係る人々・移住労働者)のHIV感染予防対策とその介入効果に関する研究、研究分担者: 東優子(大阪府立大学))
http://swashweb.sakura.ne.jp/file/research2009_2010_.pdf
 - 10 「日本在住のセックスワーカーにおけるHIV,STD関連知識・行動及び予防・支援対策の開発に関する研究」(グループ長: 池上千寿子、2000年度報告書より)
 - 11 韓国では性産業のオーナー団体からセックスワーカーのための退職金制度が提案されたり、イビサでは、セックスワーカーの協同組合が作られ、社会保険や失業保険をかけられるようにしている。以下はAFP通信の記事「スペイン初、イビサ島に売春婦の共同組合が発足」(2014年1月17日) http://www.afpbb.com/articles/-/3006646
 - 12 2013年SWASH実施調査「東京・埼玉・すずきの店舗型ヘルス店の「平均的」風俗嬢」
http://swashweb.sakura.ne.jp/file/2013research.pdf
 - 13 「ニカラグアの売春婦たちが法律相談員に」(AFPニュース 2015年4月18日)
http://www.afpbb.com/articles/-/3045775?pid=15599675&page=2

要 友紀子 (かなめ・ゆきこ) プロフィール

性産業で働く人々の健康と安全を目指して活動するグループ・SWASH (Sex Work And Sexual Health : スウォッシュ) 代表。1999年から、性産業で働く人々の労働実態調査、性感染症予防啓発、アウトリーチ、ホットライン、ピアエデュケーション等、当事者のための自助活動を行っている。著作に『風俗嬢意識調査～126人の職業意識～』(共著・ポット出版、2005年)ほか。「現場から考えるセックスワーク・スタディーズ(仮)」(SWASH監修、日本評論社、2018年夏発売予定)

web: <http://swashweb.sakura.ne.jp/>

twitter: @swash_jp

facebook: <http://www.facebook.com/sexwork.swash>